

母子保健の関連施策

I 医療費助成制度

1	未熟児養育医療	事業開始	昭和33年度（都・特別区） 平成25年（市町村）
<p>1 目的 身体の発育が未熟のまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、指定養育医療機関に入院させ、必要な医療の給付を行う。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 身体が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで、医師が入院養育を必要と認めた者 (1) 出生時体重が2,000グラム以下の者 (2) 一定の症状を示し、生活力が特に薄弱であって医師が入院養育を必要と認めた者</p> <p>4 事業内容 指定養育医療機関における入院医療について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する（看護料・移送費を除き、現物給付扱い）。 ただし、区市町村民税額等により決定された徴収基準月額に基づき算出された負担金を徴収する。</p>		<p>【経緯】 平成16年10月 事務処理特例条例により申請の受理事務を市町村に移譲 平成19年4月 八王子市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。 平成23年4月 町田市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。 平成25年4月 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）に基づき、全市町村が本事業の実施主体となる。</p> <p>【申請窓口】 区市町村の保健衛生所管課</p> <p>【都所管部署】（制度全般） 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】 ・母子保健法第20条（養育医療） ・未熟児養育事業の実施について（児童家庭局長通知。昭和62年7月31日付児発第668号）</p>	

2	自立支援医療（育成医療）	事業開始	昭和29年度
<p>1 目的 身体に障害のある児童に対し、指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 18歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる者であって、手術等によって確実な治療効果が得られる者</p> <p>4 事業内容 指定自立支援医療機関における医療について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する（補装具・看護料・移送費を除き、現物給付扱い）。ただし、医療費の1割分を自己負担とする（世帯の住民税額等に応じて負担上限月額設定）。入院時食事療養費標準負担額は自己負担とする（生活保護世帯を除く。）。</p> <p>5 対象となる障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚・平衡機能障害 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤ 心臓機能障害 ⑥ 腎臓機能障害 ⑦ 小腸機能障害 ⑧ 肝臓機能障害 ⑨ 呼吸器、ぼうこう、直腸、その他の先天性内臓障害 ⑩ 免疫機能障害 		<p>【経緯】</p> <p>平成16年10月 事務処理特例条例により申請の受理事務を市町村に移譲</p> <p>平成18年3月まで 児童福祉法第20条が根拠規程であった。</p> <p>平成18年4月 障害者自立支援法の制定により、本事業が同法に位置付けられた。</p> <p>平成19年4月 八王子市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。</p> <p>平成23年4月 町田市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。</p> <p>平成25年4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号）の改正に基づき、全市町村が本事業の実施主体となる。</p> <p>【申請窓口】 区市町村の事業所管課</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条（自立支援医療費の支給）</p>	

3	結核児童療育給付	事業 開始	昭和 34 年度
<p>1 目的 結核にり患している児童に対し、指定療育機関に入院させ、医療の給付を行うとともに、療養生活に必要な日用品・学校教育を受けるために必要な学習用品の給付を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都（八王子市・児童相談所設置区を除く都内全域。ただし、児童相談所設置区以外の特別区・保健所政令市においては、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」及び「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、事務の一部を特別区・保健所政令市が処理する。）</p> <p>3 対象 都内の市町村に住所を有する 18 歳未満の児童で、結核にり患している者のうち、医師が入院を必要と認められた者</p> <p>4 事業内容 指定医療機関における入院医療について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する（移送費・看護費を除き現物給付扱い）。また、日用品・学習用品の給付を行う。ただし、区市町村民税額等により決定された徴収基準月額等に基づき算出された負担金を徴収する（納入通知書による払込）。 なお、負担金の徴収においては、都のシステムにより納入通知書の発行、未納者の管理等を行う。</p>		<p>【申請窓口】 特別区、保健所政令市の保健所及び都保健所</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4375)</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第 20 条</p>	

4	小児慢性特定疾病医療費助成	事業開始	昭和48年度
<p>1 目的</p> <p>小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都 八王子市 児童相談所設置区</p> <p>3 対象</p> <p>小児慢性特定疾病の状態の程度が認定基準に該当し、当該児童等の保護者（親権者、未成年後見人等）が都内に住所を有する18歳未満の児童。ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳に達するまで助成の対象とする。</p> <p>4 事業内容</p> <p>小児慢性特定疾病の治療に要する医療費について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する。ただし、医療費の2割分を自己負担とする（世帯の住民税額等に応じて負担上限月額設定）。入院時食事療養費標準負担額は2分の1自己負担とする（生活保護世帯、経過措置対象者を除く。）。</p> <p>5 対象となる疾患群</p> <p>① 悪性新生物 ② 慢性腎疾患 ③ 慢性呼吸器疾患 ④ 慢性心疾患 ⑤ 内分泌疾患 ⑥ 膠原病 ⑦ 糖尿病 ⑧ 先天性代謝異常 ⑨ 血液疾患 ⑩ 免疫疾患 ⑪ 神経・筋疾患 ⑫ 慢性消化器疾患 ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭ 皮膚疾患 ⑮ 骨系統疾患 ⑯ 脈管系疾患</p>		<p>【経緯】</p> <p>昭和48年度</p> <p>小児慢性疾患の治療に要する医療費については、治療研究の対象として助成が開始された。</p> <p>平成16年10月</p> <p>事務処理特例条例により申請の受理事務を市町村に委譲</p> <p>平成17年4月 児童福祉法改正</p> <p>小児慢性疾患医療費助成が法制化された。</p> <p>同時に、所得に応じた自己負担制度及び疾患ごとの「認定基準」が導入された。</p> <p>また、福祉的制度の拡充として、ピアカウンセリングの実施や日常生活用具の給付等が位置付けられた。</p> <p>平成27年1月 児童福祉法改正</p> <p>対象疾病が拡大されるとともに、指定医及び指定医療機関制度が導入された。</p> <p>また、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が創設された。</p> <p>【申請窓口】</p> <p>区市町村の事業所管課</p> <p>【都所管部署】</p> <p>福祉保健局 少年社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4375)</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第19条の2 	

5	特定不妊治療費助成	事業開始	平成16年度
<p>1 目的 次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減（医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療の費用の一部の助成）を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 対象 体外受精及び顕微授精（本助成制度において「特定不妊治療」という。）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（事実婚を含む）</p> <p>4 事業内容 指定医療機関で受診した特定不妊治療にかかった治療費について、治療1回につき以下の治療ステージ毎の上限及び制限回数まで助成する。 【上限額】 ○A、B、D及びE：30万円 ○C及びF：10万円 ・特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療（精巣内精子生検採取法等の治療費） 30万円 【助成回数】 ・1子ごとに回数をリセット可 ・妻の年齢が39歳までに通算1回目の助成を受けた方…通算6回まで ・妻の年齢が40歳から42歳までに通算1回目の助成を受けた方…通算3回まで ※ ただし、1回の治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の治療は全て対象外</p>			<p>5 申請及び支給方法 特定不妊治療を実施した指定医療機関が発行した受診証明書等を助成申請書に添えて、都に郵送で提出 都は申請書の内容審査の上、認定した者に対し、助成金を申請者の口座に振り込む。</p> <p>※ 指定医療機関一覧、申請書は東京都福祉保健局のホームページに掲載</p> <p>※ 令和3年1月1日以降に終了した治療から、助成内容を拡充</p> <p>【経緯】 平成19年度より、事業の実施に当たり都道府県等の長は指定基準を定め、医療機関として適当と認められるものを指定する。指定を行った医療機関についても3年程度を目途に再審査を行う。（令和3年度より、男性不妊治療についても指定医療機関制度を適用。）</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】 ・少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第13条 ・母子保健医療対策総合支援事業の実施について（平成17年8月23日付雇児発第0823001号） ・東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則（平成16年東京都規則第224号） ・東京都特定不妊治療費助成事業実施要綱（令和3年3月31日付2福保子家第2082号）</p>

6	不妊検査等助成	事業開始	平成29年度
<p>1 目的 子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び薬物療法や人工授精等の一般不妊治療にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 対象 次の4つの要件を全て満たす者 (1) 検査開始日において婚姻関係にある夫婦であること(事実婚を含む。) (2) 検査開始日における妻の年齢が40歳未満の夫婦であること。 (3) 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。 事実婚の夫婦にあっては、夫婦ともに継続して都内の同一住所に住民登録していること。 ※ 住民票で確認できない場合は、出生児の認知意向を申告書で申告すること (4) 保険医療機関において夫婦ともに助成対象の検査を受けていること。 ※ 夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日を基準とする。</p> <p>4 事業内容 不妊検査及び一般不妊治療にかかる費用について、5万円を上限に助成する。 ※ 夫婦1組につき、1回に限る。 ※ 助成対象期間は検査開始日から1年間</p> <p>5 申請及び支給方法 必要書類(①申請書②医療機関が作成する証明書③戸籍謄本④住民票の写し)をそろえて都に郵送で申請する。 都は申請内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を指定された口座に振り込む。</p>			<p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4375)</p> <p>【根拠法令等】 ・東京都不妊検査等助成事業実施要綱(平成29年6月29日付29福保子家第409号)</p>

7	不育症検査助成	事業開始	令和元年度
<p>1 目的 妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返し、子供を持たないとされるいわゆる不育症について、検査によりリスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげることができるよう、不育症検査にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 対象 次の5つの要件を全て満たす者</p> <p>(1) 検査開始日において夫婦であること（事実婚を含む）。</p> <p>(2) 検査開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦であること（一部、制限なし）。</p> <p>(3) 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。事実婚の夫婦にあつては、夫婦ともに継続して都内の同一住所に住所登録をしていること。</p> <p>※ 住民票で確認できない場合は、出生児の認知意向を申立書で申告すること。</p> <p>(4) 保険医療機関において助成対象の検査を受けていること。</p> <p>【対象となる検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子宮形態検査 ○内分泌検査 ○夫婦染色体検査 ○抗リン脂質抗体 ○血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査） ○絨毛染色体検査 ○先進医療として告示された検査：先進医療の実施機関として登録した医療機関で実施されたもののみ <p>(5) 2回以上の流産及び死産の既往があること又は医師に不育症と判断されたこと。</p> <p>4 事業内容 不育症検査にかかる費用について、5万円を上限に助成する。</p> <p>※ 夫婦1組につき、1回に限る。（一部、制限なし）</p> <p>※ 助成対象期間は検査開始日から1年間</p>			<p>5 申請及び支給方法 必要書類（①申請書②医療機関が作成する証明書③戸籍謄本④住民票の写し）をそろえて都に郵送で申請 都は申請内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を指定された口座に振り込む。</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】 ・東京都不育症検査助成事業実施要綱（令和元年10月1日付31福保子家第776号）</p>

8	妊娠高血圧症候群等 医療費助成	事業 開始	昭和39年度
<p>1 目的 妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、出生児に対する影響も著しいので、早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療の給付を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都 特別区・保健所政令市（区部財調）</p> <p>3 対象 都内の市町村に住所を有し、次のいずれかの疾患に罹患し、次の要件のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 対象疾患 妊娠により入院医療を必要とする次の疾患及びその続発症（一定の基準を満たすもの）</p> <p>ア 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患 イ 糖尿病及び妊娠糖尿病 ウ 貧血 エ 産科出血 オ 心疾患</p> <p>(2) 要件 ア 前年の総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者 イ ア以外の者で入院見込期間が26日以上者</p> <p>4 事業内容 妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用で、医療保険を適用して生じる自己負担額を助成する。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。</p>		<p>【経緯】</p> <p>昭和39年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施</p> <p>昭和50年度 都（市町村部）、特別区が実施主体に</p> <p>平成9年度 国庫補助金が一般財源化される。</p> <p>平成18年度 日本産婦人科医学会が妊娠中毒症から、妊娠高血圧症候群に定義変更</p> <p>平成19年4月 八王子市が保健所政令市となり、本事業の実施主体となる。</p> <p>平成23年4月 町田市が保健所政令市となり、本事業の実施主体となる。</p> <p>【申請窓口】 特別区、保健所政令市の保健所 都所管部署（郵送・電子申請）</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成実施要綱（平成12年10月3日付12衛健母第269号） 	

9	入院助産	事業開始	昭和22年度
<p>1 目的 児童福祉法に基づき、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により施設分娩を受けることができない妊産婦から申し込みがあったときに、助産施設において助産を実施する。</p> <p>2 実施者 区長：区部の妊産婦が入所する場合 市長：市部の妊産婦が入所する場合 知事：町村・島しょ地域の妊産婦が入所する場合 （区部財調）</p> <p>3 対象 保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦（当該年度（4月から6月までについては前年度）に支払った特別区民税又は市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯（一部を除く。））</p> <p>4 事業内容 申請を受けた知事及び区市長は、妊産婦の希望する助産施設への入所を決定し、実施する。 所得税額及び出産一時金の額等により決定された負担金を徴収する。</p> <p>※ 助産施設（入院助産）は36か所 （令和3年10月1日現在（休止中施設を除く。））</p>			<p>【申請窓口】 区市は事業所管課 町村は西多摩福祉事務所及び各島しょ支庁</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第22条第1項</p>

10	乳幼児医療費助成事業 (マル乳)	事業 開始	平成6年1月
<p>1 目的 乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 義務教育就学前の乳幼児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある乳幼児）を養育している者 ※幼児・・・医療保険未加入者、生活保護受給者、施乳設等に措置により入所している者及び里親等に委託されている者は除く。 ※所得制限額・・・児童手当法に準拠</p> <p>4 助成内容 (1) 助成の範囲 医療保険の自己負担額。ただし、入院時食事療養標準負担額相当額は自己負担 (2) 助成の方法 助成する医療費は、区市町村が、東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金東京支部を通じて、医療機関に支払う。ただし、特別の理由がある場合は、現金給付</p> <p>5 補助率 医療費 1/2 事務費 1/2 (平成19年度から区部財調)</p>		<p>【経緯】 平成6年1月 乳幼児医療費助成制度開始 対象者 3歳未満の乳幼児 平成6年10月 入院時食事療養標準負担額を助成対象とする。 平成10年10月 対象年齢を3歳未満から4歳未満に拡大 平成12年10月 入院時食事療養標準負担額を対象者の負担とする。 対象年齢を4歳未満から5歳未満に拡大 平成13年10月 対象年齢を5歳未満から義務教育就学前に拡大</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局保健政策部医療助成課 医療助成担当 (電話 03-5320-4282)</p> <p>【根拠法令等】 ・乳幼児医療費助成事業実施要綱及び補助金交付要綱（各区市町村乳幼児の医療費の助成に関する条例等）</p>	

11	義務教育就学児医療費助成事業（マル子）	事業開始	平成19年10月
<p>1 目的 義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童を養育している者（義務教育就学期にある児童とは、6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。） ※児童・・・医療保険未加入者、生活保護受給者、施設等に措置により入所している者及び里親等に委託されている者は除く。 ※所得制限額・・・児童手当法に準拠</p> <p>4 助成内容 (1) 助成の範囲 医療保険の自己負担額から一部負担金（通院1回につき200円（上限額））を控除した額を助成する。 ただし、入院時食事療養標準負担額相当額は自己負担</p> <p>(2) 助成の方法 助成する医療費は、区市町村が、東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金東京支部を通じて、医療機関に支払う。 ただし、特別の理由がある場合は、現金給付</p> <p>5 補助率 医療費 1/2 事務費 1/2 (区部財調)</p>		<p>【経緯】 平成19年10月 義務教育就学児医療費助成制度開始 平成21年10月 助成の範囲を医療保険の自己負担額の1/3助成から拡大</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局保健政策部医療助成課医療助成担当 (電話 03-5320-4282)</p> <p>【根拠法令等】 ・義務教育就学児医療費助成事業実施要綱及び補助金交付要綱(各区市町村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例等)</p>	

12	ひとり親家庭等医療費助成事業（マル親）	事業開始	平成2年4月							
<p>1 目的 ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 (1) ひとり親家庭（母子・父子家庭）の母又は父及び児童 (2) 父母のいない児童及びその児童の養育者 ※児童…18歳に達した日の属する年度の末日までの者（障害者の場合は20歳未満） ※医療保険未加入者、生活保護受給者、施設等に措置により入所している者及び里親等に委託されている者は除く。 ※父又は母にDV保護命令が出された場合も対象 ※所得制限額…児童扶養手当制度に準拠</p> <p>4 助成内容 (1) 助成の範囲 医療保険の自己負担額から、後期高齢者医療の一部負担金相当額を控除した額（住民税非課税者は全額）を助成する。 ただし、入院時食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額相当額は自己負担</p> <table border="1" data-bbox="236 1473 775 1682"> <thead> <tr> <th colspan="3">一部負担金相当額（概要）</th> </tr> <tr> <th>自己負担割合</th> <th>外 来（個人ごと）</th> <th>入 院（世帯ごと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1割</td> <td>上限 18,000円/月</td> <td>上限 57,600円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 助成の方法 助成する医療費は、区市町村が、東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金東京支部を通じて、医療機関に支払う。 ただし、特別の理由がある場合は、現金給付</p>	一部負担金相当額（概要）			自己負担割合	外 来（個人ごと）	入 院（世帯ごと）	1割	上限 18,000円/月	上限 57,600円/月	<p>5 利用方法 ひとり親家庭が、家庭に属する対象者について区市町村長に申請し、ひとり親家庭等医療証の交付を受ける。医療証と健康保険証を医療機関窓口で提示し受診する。 ※都外医療機関や、この制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己負担分を一時立替払いし、後で助成分を区市町村の窓口で請求し、現金給付を受ける。</p> <p>6 補助率 医療費 2/3 事務費 1/2 （平成19年度から区部財調）</p> <p>【経緯】 平成2年4月 ひとり親家庭等医療費助成制度開始 平成6年10月 入院時食事療養標準負担額を助成対象とする。 平成9年9月 薬剤一部負担金を助成対象とする。 平成13年1月 老人保健法の規定による一部負担金相当額及び入院時食事療養標準負担額を対象者の負担とする。</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局保健政策部医療助成課 医療助成担当 （電話 03-5320-4282）</p> <p>【根拠法令等】 ・ひとり親家庭等医療助成事業実施要綱及び補助金交付要綱（各区市町村ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等）</p>
一部負担金相当額（概要）										
自己負担割合	外 来（個人ごと）	入 院（世帯ごと）								
1割	上限 18,000円/月	上限 57,600円/月								